

三原駅前市民広場の管理運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ペアシティ三原東館跡地に設置する三原駅前市民広場（仮称）（以下「広場」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

(目的)

第2条 広場は、中心市街地の活性化のため周辺地域、商店街等のにぎわいの創出を図り、市民の交流及び地域振興に寄与することを目的とし市民の利用に供します。

(占有使用)

第3条 管理者は次の項目のいずれかに該当する事業で、第2条の目的を達成することをめざし開催するイベント、広報宣伝、物品販売等を行う者に対し占有使用を承認します。

- (1) 三原市の商業、工業、農業等の振興に有益と認められるとき。
- (2) 三原市の地域コミュニティの振興に有益と認められるとき。
- (3) 慈善活動または社会奉仕活動と認められるとき。
- (4) その他管理者が広場の目的を達成するために必要と認めるとき。

2 占有使用をしようとする者は、事業内容、占有使用する区画の広さなど、事前に管理者の承認を受けなければなりません。

3 占有使用をする際には使用料が必要です。

4 広場の占有使用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、占有使用する際には、市民が広く参加できるよう努めることが必要です。

(占有使用時間)

第4条 広場を占有使用できる時間は午前9時から午後10時までとします。ただし、特別な事業があると認められるときは管理者の承認を受け延長することができます。

(占有申請)

第5条 広場の占有使用を行おうとする利用者は、広場利用申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）により管理者への申し込みが必要です。

2 申込書は、原則として三原市産業の振興と発展を目的に組織されている下記の業種組合又はそれに準ずる団体を經由して提出していただきます。

広島県飲食業生活衛生同業組合三原支部、三原漁業協同組合、三原農業協同組合、三原小売酒販組合、三原菓子組合、(一社)三原観光協会、(株)まちづくり三原、(株)みなとまち

3 申込書は、利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日。以下「利用日」という。）の前6月に当たる日から利用日の前1月に当たる日までの間に提出することが必要です。ただし、管理者が特に認めるときは、この期間外においても申込書を提出することができます。

4 開場時間の延長が必要な利用者は、申込書に延長の理由を記載し申請することができます。

5 広場の占有使用は、一の申込みにつき連続する7日間を超えないものとします。ただし、公共的事業またはこれに準ずる長期継続的イベントであると判断され、管理者が必要と認めるときは別途協議します。

(承認)

第6条 管理者は、申込書の提出を受けたときはその内容を審査し承認します。承認は原則として

申込順に行ないます。

2 管理者は申込みを承認したときは、広場占用使用承認書（様式第2号）を交付します。

3 管理者は、承認するに当たって広場の管理上必要な条件を付することがあります。

（利用の不承認）

第7条 管理者は、次の項目のいずれかに該当するときは、広場の利用を承認しないことがあります。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認めるとき。
- (3) 広場の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

（承認取消）

第8条 次の項目に該当する場合は、すでに承認している場合や利用中であっても承認の取消もしくは中止をさせていただくことがあります。

この場合、利用者に損害等が生ずることがあっても、賠償等の責任を負いません。

また、中止した場合の利用料の返還はできません。

- ①申込書に虚偽の記載事項があったとき。
- ②承認の際に付した条件を守らないとき。
- ③利用に関する権利を第三者に譲渡あるいは転貸したとき。
- ④その他この規程に違反したとき。

（使用料）

第9条 占用使用をする際には、次の表に掲げる利用区分に応じて使用料を納入することが必要です。ただし、当該利用に公益性があり営利を伴わない行事の場合、あるいは第5条第5項に該当する場合には管理者の判断により広場の使用料を減額または無償とすることがあります。

使用料については、別途定める。

利用区分	1区画	全面
9:00～22:00	1,000円	40,000円

- ①占有使用ができるエリアは多目的スペースのうちアスファルトのエリアとする。
- ②占有使用の最小単位は1区画、6m×6m（テント1張りを基準）とする。
- ③全面の使用料根拠は、歩行スペースを除き40区画の設定ができるため。
- ④芝生スペースは占有使用できないが、第2条、第3条に定める事業で公共機関またはこれに準ずる団体が関与する事業の場合には、別途協議のうえ占有を許可する場合がある。
- ⑤やっさ祭り、浮き城まつり、神明市等、市を代表する祭り及びイベントでの利用は別途検討する。

（使用料の納付時期）

第10条 利用者は、使用料を管理者が指定する日までに納付することが必要です。

（使用料の不還付）

第11条 既納の使用料は還付しません。ただし、次の項目のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付します。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により広場が利用できなかったとき。

- (2) 利用者が利用日の前1月に当たる日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 市の都合により広場の利用承認を取り消したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めたとき。

(臨時の休止)

第12条 広場の補修その他管理上必要があるときは、広場の供用を臨時に休止することがあります。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、広場の利用を終わったとき、又は利用承認を取り消されたときは、広場を直ちに自己の負担で原状に回復してください。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、管理者がこれを代行し、その費用を利用者から徴収することができるものとします。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、広場の利用に当たり、管理者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとし、管理者は一切の責任を負わないものとします。

(遵守事項)

第15条 利用者は、次に掲げる事項を守り、善良な管理者の注意をもって広場を利用してください。

- (1) 広場の入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 周辺地域住民に対する騒音や振動等に配慮すること。
- (3) 実演等を行うときは、必要な防災上の措置を講ずること。
- (4) 広場の施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに管理者に届け出ること。
- (5) 広場の利用に際し、利用者においてごみ等の処分をするとともに利用後に清掃を実施すること。
- (6) 広場を利用する際は、利用承認書を携帯すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な管理者の指示に従うこと。

(その他)

第16条 利用に関し、この規程に定めるもののほかは管理者の指示に従ってください。

2014.11.21 第13回 企画会議承認